

久喜市環境審議会の概要について

設置目的（久喜市環境審議会条例より抜粋）

第1条 環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進について審議するため、久喜市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

審議事項（久喜市環境審議会条例より抜粋）

第2条 審議会は、諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 久喜市街路樹等の管理及び選定に関する条例(平成22年久喜市条例第180号)第3条第1項の規定に基づく街路樹等の選定に関すること。

(3) 久喜市自然環境の保全に関する条例(平成22年久喜市条例第175号)第6条第2項の規定に基づく保全地区の指定及び同条第4項の規定に基づき提出された意見書に関すること。

(4) 久喜市自然環境の保全に関する条例第10条第3項の規定に基づく指定希少野生生物種の指定に関すること。

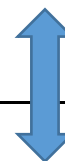
※令和5年3月に策定した第2次久喜市環境基本計画について、社会情勢や本市の取組状況等を勘案した改訂（中間見直し）を令和9年度中に予定しています。

（参考）計画改訂スケジュール（案）

令和8年度	環境審議会への諮問 基礎的調査 環境審議会（改訂の概要） 環境審議会（骨子案）
令和9年度	環境審議会（計画素案） パブリックコメント
9月～	環境審議会（最終案）・答申

現任委員

任期（至令和9年3月23日）



新任委員